現行の非化石価値取引では再エネを増やせない

―表示に関する小売営業指針改訂にあたって―

2020 年 12 月 4 日

パワーシフト・キャンペーン運営委員会

非化石証書とは、再生可能エネルギー等の「化石燃料でない」発電方法による「CO2 排出ゼロ」価値を、電気自体とは切り離して証書として市場流通させるものである。

2018 年 5 月、「非化石価値取引市場」が創設され、FIT 電源に由来する非化石証書（FIT 非化石証書）の取引が開始された。さらに 2020 年度より、大型水力や原子力等も含め全ての「非化石電源」が対象となり、11 月以降「非 FIT 非化石証書」の取引が開始された。しかし現行の制度では、新たな再エネの増加につながらずむしろ逆行する。需要家にとっても、証書の利用が真の意味で再エネの普及拡大や持続可能な社会づくりにつなげられない状況である。下記のような大きな課題があり、制度の見直しを求めたい。

（1）原子力や廃プラスチックは証書化すべきではない
（2）再エネの中でも追加性のあるものに限るべき、既存大型水力などは再エネ拡大につながらないため、証書化すべきでない
（3）現行の非化石証書制度では再エネの拡大につながらず、阻害要因となりかねない
（4）改めて電源構成の開示を義務化し、本来の電源と整合する形で証書を使うべき
（5）非化石価値証書はすべてをトラッキングし、種類を含めた表示を義務化すべき

（e シフトリーフレットより）

（1）原子力や廃プラスチックは証書化すべきではない

再エネ指定なしの非 FIT 非化石証書には、原発や廃プラスチックによる発電分が含まれる。証書化による追加収入は、電源の整備や新設に使われることになっている。しかし、原子力は、放射能汚染、事故時の被害など大きな課題があり、持続可能性の観点から問題がある。「CO2 排出ゼロ」として追加の価値を与えて取引することは適切ではない。

廃プラスチックについても、環境汚染の観点から脱プラスチックに向けて大きく舵をきらねばならないなか、非化石証書による追加収入により、大量消費・大量焼却という構造が温存されてしまう。

廃プラスチックの CO2 排出は廃棄物焼却の部分で計上されている、という論理だが、プラスチックは化石燃料由来でもあり、適切とは言えない。原子力と廃プラスチックについては証書化を行うべきではない。

（2）再エネの中でも追加性のあるものに限るべき、既存大型水力などは再エネ拡大につながらないため、証書化すべきでない

「追加性」とは、「その環境価値」の取引が無かった場合には「その環境設備」ができなかったであろうと考えられるもので、「その環境価値取引」が「その環境設備」のプロジェクト資金の主要な要素であること、と定義されている[1]。非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）は、多くが既存大型水力から発行されるものであると考えられる。これらにはまったく追加性がなく、大手電力会社の収入となるばかりで実際の再エネ導入には全く貢献しない。証書化せずに電気そのものとして、追加収入を発生させない形で取引すべき。

また、大型水力発電のダムは土砂の流下を遮断し、継続的に河川下流の生態系に悪影響を及ぼし、さらに海岸の砂浜の減退を引き起こすなど持続可能といえない側面もある。

（3）現行の非化石証書制度では再エネの拡大につながらず、阻害要因となりかねない

企業や自治体の「再エネ調達」や「CO2 ゼロ調達」の需要が高まっても、市場調達などによる化石燃料の電気＋非化石証書という安価な「実質再エネ」（偽装再エネとも言える）や既存大型水力による「再エネ」が流通することになれば、すでにある再エネ価値を訴求する主体が変わるだけで、新たな再エネの開発や投資には全くつながらない。その他の需要家が非化石価値を取られた電気（いわゆる抜け殻）を使うことになるだけである。石炭など化石燃料の電気の調達を減らすインセンティブにもならず、再エネの最大限の導入、2050 年までの CO2 ゼロという方針にも逆行する。

（4）改めて電源構成の開示を義務化し、本来の電源と整合する形で証書を使うべき

現在の制度は、環境価値を CO2 排出ゼロ価値と定義して証書に移し、調達電源自体よりも証書の有無で環境価値を判断するものとなっている。それが実際の再エネ電源の調達につながらない理由でもある。調達電源自体についてもわかりやすく開示し、再エネ電源と合わせた再エネ証書のみを評価すべきである。市場調達や化石燃料の電気＋再エネ証書が「実質再エネ」とされることは誤認を招くものであり、このような形での証書利用は行われるべきではない。

（5）非化石価値証書はすべてをトラッキングし、種類を含めた表示を義務化すべき

非化石価値証書の表示については、「再エネ指定／なし」のみでは不十分である。現在のままの非化石証書制度、表示のあり方では、持続可能な社会を志向し FIT 電源や再エネ電源、再エネ証書を選びたい消費者や企業に、誤解や混乱をもたらす。

原子力や廃プラスチックも含めて電源種別を明記すべき。そのためには非化石証書の全量をトラッキングし、電源別に取引できるようにしなければならない。

---

[1] 自然エネルギーを「選べる」社会へ　Energy Democracy、2015 年 4 月 15 日　http://www.energy-democracy.jp/857

＜電源と非化石証書の組み合わせ例と問題点＞

調達電源	非化石証書	調整後 CO2排出係数	呼び方
FIT電気	再エネ指定証書	ゼロ	再エネ （＋FIT電気説明）
	なし	排出あり （全国平均）	FIT電気 （非化石価値なし）
水力等 （非FIT再エネ）	再エネ指定証書	ゼロ	再エネ
	なし	排出あり （全国平均）	水力 （非化石価値なし）
グレー電気 （火力や原子力やJEPX）	再エネ指定証書 （FITor水力等）	ゼロ	実質再エネ （＋調達電源説明）
	指定なし証書 （廃プラor原子力）	ゼロ	CO2ゼロエミ電気
非FIT非化石 （廃プラスチック）	指定なし証書 （廃プラor原子力）	ゼロ	CO2ゼロエミ電気

証書使用は
FIT電源調達と
セットにすべき

証書なしFIT電気は
産地価値・特定電源価
値の訴求が困難に

問題！
既存大規模水力を
持つ大手電力の収入
になるだけで再エネは
増えず

問題！
原子力や大手水力に
お金が流れる
低価格な「再エネ」
「ゼロエミ電気」として
流通のおそれ

わかりやすい電源構成表示を前提とし、非化石証書についても種類を明記すべき

＜要注意！エシカル・持続可能な再エネを選ぶために・・＞

「CO2ゼロエミ」電気
- もとの電源は火力や原発、JEPXなど
- 原子力証書や廃プラスチック証書

「実質再エネ」
- もとの電源は火力や原発、JEPXなど
- グリーンウォッシュで再エネ増加につながらない

持続可能でない再エネ
- パーム系燃料や輸入木質燃料による大規模バイオマス発電
- 森林伐採や土地改変を伴う形の太陽光発電など

既存大規模水力の電気
- ほとんどを大手電力が所有
- 付加価値はゼロ、再エネ増加に貢献しない
- 減価償却が終わった「安い」電気

パワーシフト・キャンペーン運営委員会　https://power-shift.org/
〒173-0037　東京都板橋区小茂根 1－21－9（FoE Japan 内）
info@power-shift.org　03-6909-5983

＜参考資料＞

●参考 1：電気に付随する価値の整理

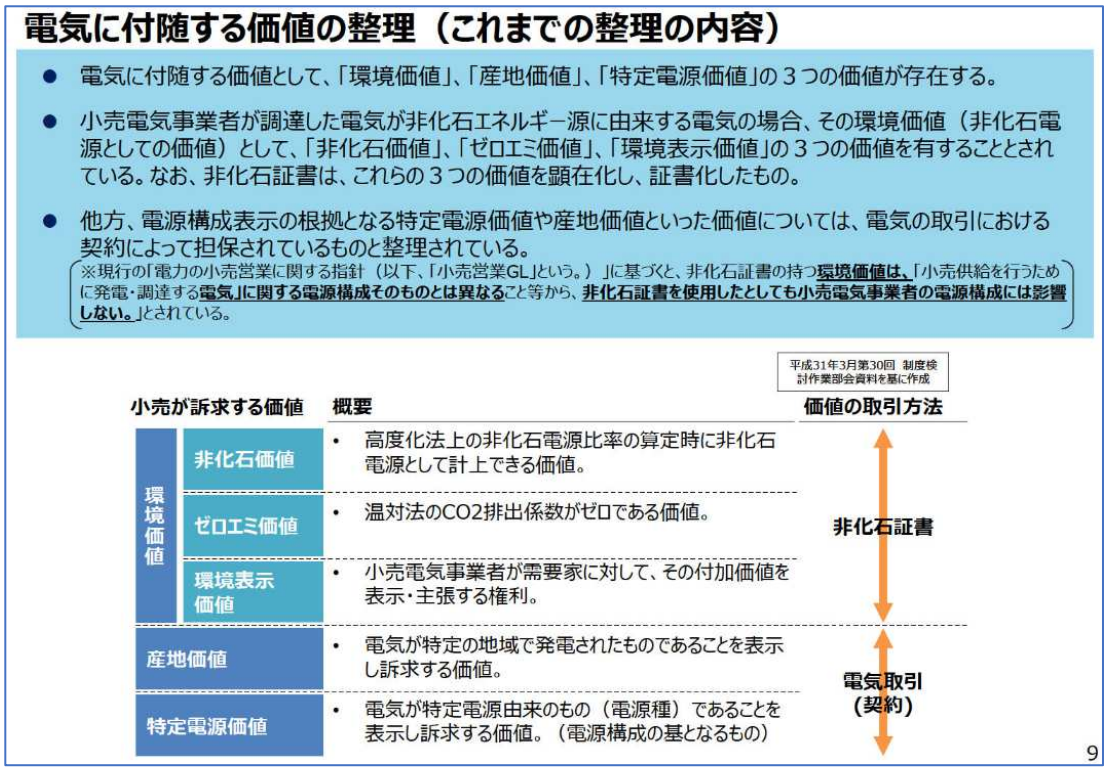

↑総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第 38 回

資料 4 非化石価値取引市場について

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/038.html

●参考 2：非 FIT 非化石証書の設備区分

参考：設備区分について１

発電設備	区分			再エネ指定有無
	大項目	中項目	小項目	
太陽光	2,000kW以上			有または無
	500kW以上2,000kW未満			同上
	10kW以上500kW未満			同上
	10kW未満	太陽光発電のみ		同上
		ダブル発電		同上
風力	陸上風力			同上
	陸上風力（リプレース）			同上
	洋上風力（着床式）			同上
	洋上風力（浮体式）			同上
一般水力	30,000kW以上			同上
中小水力	5,000kW以上30,000kW未満			同上
	1,000kW以上5,000kW未満			同上
	200kW以上1,000kW未満			同上
	200kW未満			同上
中小水力（既設導水路活用型）※1	5,000kW以上30,000kW未満			同上
	1,000kW以上5,000kW未満			同上
	200kW以上1,000kW未満			同上
	200kW未満			同上
混合揚水				同上

※１　既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

参考：設備区分について２

発電設備	区分			再エネ指定有無
	大項目	中項目	小項目	
地熱	15,000kW以上			有または無
		リプレース	全設備更新型	同上
			地下設備流用型	同上
	15,000kW未満			同上
		リプレース	全設備更新型	同上
			地下設備流用型	同上
バイオマス	メタン発酵ガス（バイオマス由来）	下水汚尿・家畜糞尿・食品残さ由来メタンガス		同上
	間伐材等由来の木質バイオマス	2000kW以上	間伐材、主伐材※2	同上
		2000kW未満		同上
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料	10,000kW以上	製材端材、輸入材※2、剪定枝※3、パーム椰子殻、パームトランク	同上
		10,000kW未満		同上
	農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料	パーム油		同上
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材		同上
	一般廃棄物・その他バイオマス	剪定枝※3・木くず、紙、 食品残さ、配色用油、黒液		同上
廃棄プラスチック				無
原子力				無

※２「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。
※３　一般廃棄物には該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

※「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック 2019年度版」の「2019年度以降の調達価格と調達期間」をベースに作成

↑非 FIT 非化石電源認定ポータルサイト（日本ユニシス）

非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料（2020 年 5 月 29 日）

https://www.unisys.co.jp/solution/lob/energy/non_fit/

●参考 3：「再エネ」表示の整理案

「再エネ」表示の整理案

①再エネ指定証書 ＋非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 ＋FIT電気	③再エネ指定証書 ＋①②以外の電源の電気 （JEPX調達・化石電源等）	④証書使用なし
再エネ	再エネ （＋FIT電気の説明）※1	実質再エネ （＋調達電源の説明）※2	訴求不可

※１　FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明) を引き続き求める。
※２　環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

↑電力ガス取引監視等委員会 制度検討作業部会 第 51 回（2020 年 10 月 20 日）
資料 5 非化石証書制度の変更を踏まえた小売営業ガイドラインの改定について②
https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/051_haifu.html

●参考 4：今後の進め方（電力小売営業指針の改訂案）

今後の進め方

- 本日までの審議を踏まえ、以下を**本制度設計専門会合の提言として、電力・ガス取引監視等委員会に報告**し、**小売営業GLの改定作業を進める**こととしたい。

✓ 非化石証書の制度の変更に伴い、小売電気事業者の再エネやCO2排出量といった訴求・表示について小売営業GLの改定が必要となるが、その際、需要家・消費者への分かりやすさや誤認を招かないこと等を考慮した内容とする重要である。この点を踏まえ、**小売営業GLについて、以下の改定**を行うべき。

- **電源構成の開示**だけでなく、**非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加**。
- **再エネ指定の非化石証書の使用**により、**FIT電気**については、小売電気事業者が**3要件を満たした**上で**再エネと表示**することを認める。**JEPX・化石電源等の電気**については、**電源構成や主な電源種の表示**を行うことを前提に**実質再エネと表示**することを認める※。
  ※　CO2ゼロエミッションの表示についても同様に整理。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも**「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求**を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり**問題となる行為と整理**する。
- 上記の改定を踏まえた電源構成表示・非化石証書使用状況の表示例を記載する。

↑電力ガス取引監視等委員会 制度検討作業部会 第 52 回（2020 年 12 月 1 日）
資料 4 非化石証書制度の変更を踏まえた小売営業ガイドラインの改定について③
https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/052_haifu.html

●参考 5：非化石証書を使用しない FIT 電気について

（3）非化石証書を使用しない場合の表示について （ii)考え方

- **基本的な考え方**として、小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも**「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求**を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり、**問題となる行為と整理**してはどうか。
- 具体的には、**例えば、小売電気事業者が、水力電源由来の電気やFIT電気を調達した場合に、非化石証書を使用していないにも関わらず、「水力100%メニュー」や「FIT電気100%メニュー」等**として販売し、**環境価値を有する電気との印象を需要家・消費者に与える**と考えられる場合には、**問題となる行為に該当**することとしてはどうか。

↑非化石証書なし FIT 電気は、説明が不十分、誤解を与えるなど場合によって「問題となる」とする案が示された。（出典同上）

●参考 6：非化石証書を使用しない FIT 電気の表示例

GL中で示す表示例のイメージ
〔5〕非化石証書を使用しない場合の説明

- 再エネ電源や非化石電源の電気に対応する非化石証書を使用しない場合の説明の例は下記のとおり（抜け殻論点）。

当社の電源構成・非化石証書使用状況
令和○年4月1日～令和○年3月31日実績値
（内側円：電源構成 外側円：非化石証書）

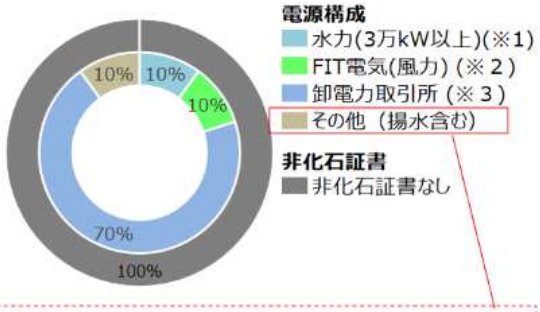

揚水発電は、高度化法の非化石電源比率の算定上で一部除かれるため、そのような部分は一般水力とは区別する必要があり、「水力」の区分からは除くものとする（現行GLの整理の一部修正）。
具体的には、当該部分は「揚水」の項目で開示する、或いは「その他」に含めるといった方法で開示することが考えられる。

注記
（※1）この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。
【↑再エネ電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再エネ電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す。】

（※2）この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。
この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。
【↑FIT 電気の注記（証書使用なし）。】

（※3）この電気には、水力、火力、原子力、ＦＩＴ電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

24

↑（出典同上）